

平成24年度

日常生活自立支援事業「生活支援員養成研修会」

2月5日～6日、今回は、定員を上回る多くの申込みがあり、30名の方が受講されました。

研修では『日常生活自立支援事業の概要』や『生活支援員の役割や実務』『障がいの理解や関わり方』など、事例を交えながら学びました。積極的に質問が寄せられ、受講者の熱意と関心の高さを感じる研修会となりました。

研修を終え、活動を希望された17名の方が生活支援員として登録されます。今後地域で活躍されること期待しています。

日常生活 自立支援事業とは

認知症高齢者や知的・精神の障がいにより日常の判断に不安のある方の地域生活を支援する事業です。具体的には、日常的な金銭管理(公共料金の支払いや生活費の払い出し等)郵便物の確認、福祉サービスの利用援助などを行います。利用者宅を訪問し支援活動を行うのが「生活支援員」です。



参加者からの 質問

対象となる高齢者の 介護度はどれくらいですか？

→介護認定は、サービス利用の条件ではありません。お一人ずつ状況が異なるため、基準を設けることはできませんが、ご本人がサービスを理解し利用を望んでいること、契約ができる程度の理解があることが原則です。